

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第5期) 新旧対照表

<p style="text-align: center;">新</p> <p style="text-align: center;">イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5期計画 (変更)</p> <p style="text-align: center;">令和5年月 香川県</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center;">イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5期計画</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月 香川県</p>
<p>9. 管理目標を達成するための方策 施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。</p> <p>(1) 個体群管理</p> <p>① 狩猟 狩猟期間中の捕獲を促進するため、次の規制緩和を継続する。 ア 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月15日から3月31日まで（令和4年度までは「3月15日まで」）とする） イ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限解除） ウ 休猟区における特例制度の活用</p>	<p>9. 管理目標を達成するための方策 施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。</p> <p>(1) 個体群管理</p> <p>① 狩猟 狩猟期間中の捕獲を促進するため、次の規制緩和を継続する。 ア 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月15日から3月15日までとする） イ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限解除） ウ 休猟区における特例制度の活用</p>